



## 5. 工事着手日指定契約方式の試行

- (1) 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした工事着手日選択指定方式の試行工事であり、別に定める「工事着手日指定契約実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- (2) 本工事は、工事着手日は令和8年7月21日、工期終期は令和8年10月19日とする。なお、受注者は、工事着手日まで工事の着手（現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など）を行ってはならない。ただし、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の早期完成や関係者の同意など、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。
- (3) 受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。